

越生町国民健康保険運営協議会委員が選任されました

令和7年からの国民健康保険運営協議会委員が決まりました。
この協議会は、皆さんの健康を支える国民健康保健事業の運営方針などについて審議します。
2月20日に協議会を開催し、会長に町田貞雄さん、副会長に内藤久美子さんが選任されました。

○越生町国民健康保険運営協議会委員
任期：令和7年1月1日から3年間

(敬称略)

代表区分	氏名	
1号委員 (被保険者代表)	吉澤 治輝	再任
	藤野 栄子	再任
2号委員 (保険医・保険薬剤師代表)	市川 正之	再任
	市川 智久	再任
	町田 佳代子	再任
3号委員 (公益代表)	内藤 久美子	再任
	町田 貞雄	再任
	長島 祥二郎	再任

☎町民課 国保年金担当
☎内線 121

保養所の利用について

越生町と埼玉県国民健康保険団体連合会が契約している全国のホテル、旅館、休暇村など（一覧表は町民課窓口にあります）を利用する際、宿泊費用の一部を補助します。

補助額 大人:2,000円、子ども(小学生以下):1,000円
その他 年度内に1人1泊まで利用できます。

旅行業者等を仲介した場合は、補助できないことがあります。宿泊施設の都合により、補助を利用できない場合がありますので、事前に宿泊施設へお問い合わせください。

対象 町内に住所を有し、町税を滞納していない世帯の方

申込み ①宿泊施設に直接予約をする
②宿泊日の3日前までに保養所利用申込書を町民課窓口へ申請し、利用券を受け取る

③到着時に利用券をフロントへ渡す
予約の取消・変更方法
申請後に取消しや人員変更する場合は、宿泊施設に連絡のうえ、町民課窓口で変更の届出をしてください。

☎町民課 国保年金担当
☎内線 121・122・123

令和7年4月1日から 証明手数料が変更になりました

- ・住民票（世帯全員）
①300円→②200円
- ・戸籍の附票（全部事項証明書）
①300円→②200円



☎町民課 住民担当 ☎内線 124・125

第20回 さくら祭りを開催します

期間 4月5日(土)・6日(日)
会場 さくらの山公園
※ライトアップは4月6日(日)まで実施予定です。

☎越生町観光協会
☎292-1451

【越生町国民健康保険・後期高齢者医療保険】 人間ドック・脳ドック・併診ドック補助制度をご利用ください

越生町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者の健康増進、疾病予防及び疾病の早期発見・早期治療の推進を図るため、人間ドック・脳ドック・併診ドック検査費用の一部を助成しています。

補助対象者

- ・越生町国民健康保険被保険者で、検査日当日30歳以上の方
- ・後期高齢者医療被保険者で、越生町内に住所を有する方
- ※どちらも町税や保険料の未納がないことが条件になります。

補助金額

種類	補助率	限度額 (千円未満切り捨て)
人間ドック・脳ドック	検査料の3分の2	25,000円
併診ドック (人間ドック・脳ドック)		30,000円

※補助を受けられるのは、同一年度内(4月から翌年3月)に人間ドック、脳ドックもしくは併診ドックのいずれか1回限りです。

申請方法

【指定医療機関で検査する場合(埼玉医科大学病院予防医学センター・埼玉成恵会病院・小川赤十字病院)】

- ①自身で人間ドック等の予約
- ②町民課窓口で助成券の申請

必要なもの

- 国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか一つ
- 本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード等)

③助成券を持参し、人間ドック等を受診

【指定医療機関以外で検査する場合】

- ①自身で人間ドック等の予約をし、受診
- ②検査結果が出た後に、町民課窓口で申請

必要なもの

- 領収書
- 受診結果報告書
- 国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか一つ
- 本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード等)
- 補助金の振込先口座がわかるもの(通帳等)

☎町民課 国保年金担当 ☎内線 121・122・123

国民年金保険料の学生納付特例制度のご案内

現在学生の方も20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。しかし、経済的な理由等で国民年金保険料を納めることが困難な場合、在学期間中の国民年金保険料の納付を猶予できる学生納付特例制度の申請ができます。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例制度を申請しましょう。

対象

大学(大学院)、短大、高等学校、専修学校等に在学する20歳以上の学生(所得制限あり)

持ち物

- ①学生証または在学証明書、②基礎年金番号通知書、③本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルから電子申請を行うこともできます。

※申請は毎年必要ですが、前年度承認された学校に今年度も引き続き在学する方は、日本年金機構から送付されるはがき形式の申請書に必要事項を記入し返送してください。なお、学校が変わった方や申請書が届かなかった方は窓口での申請が必要です。

また、承認を受けた期間から、10年以内であれば保険料を遡って納めること(追納)ができます。将来受け取る年金額を増やすためにも追納することをおすすめします。

☎町民課 国保年金担当 ☎内線 123
☎川越年金事務所 ☎242-2657



広告

補聴器で健康寿命を延ばそう!

補聴器のプロ 認定技能者 在勤

イチカワ

坂戸市日の出町 9-20
☎281-0107

検索 イチカワ 補聴器



広告